新宿区競争入札参加における区内事業者の取扱いに関する要綱

平成28年　9月　9日
28新総契契第1346号

（目的）

第１条　この要綱は、新宿区（以下「区」という。）が実施する工事及び建物維持管理等に係る委託契約の一般競争入札及び指名競争入札において、区内事業者であることを入札の参加要件としているものについて、これを判定する上での基準を明確にすることにより、入札・契約制度の透明性、公平性及び客観性の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　有資格者　東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける新宿区の競争入札参加資格を有する事業者をいう。

⑵　区内本店事業者　有資格者のうち、登記簿上の本店所在地（個人事業者にあっては住所地）及び東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける新宿区の競争入札参加資格登録において、本店所在地が区内にある者をいう。

⑶　区内営業所等事業者　有資格者のうち、前号に該当しない者であって、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける新宿区の競争入札参加資格登録において、本店又は代理人を置く支店、営業所これらに準ずる事業所（以下「営業所等」という。）の所在地が区内にある者をいう。

（区内事業者の要件）

第３条　区内本店事業者又は区内営業所等事業者（以下「事業者」という。）を区内事業者として取り扱うための要件は、次に掲げるとおりとする。

⑴　現に営業所等において、必要となる許可等を取得して入札参加資格を有する業種に係る営業を行っていること。

⑵　営業所等に契約締結の権限を有する者を置いていること。

⑶　事業者が営業所等の建物（建物の一部を営業所等としている場合にあっては、その部分に限る。以下同じ。）の所有権又は賃借権を有していること。

⑷　営業所等の建物の外部又は入口のドアの付近に事業者の名称を記した看板等を掲出し、独立した事務所としての形態を整えていること。

⑸　第１号に規定する営業活動を行い得る人的配置がなされ、かつ、責任者が常駐し

ていること。なお、責任者が他の営業所等と兼務している場合は、要件を満たさないものとする。

⑹　電気、ガス、水道、電話等の使用に係る契約及びこれらの料金の支払が事業者により行われていること。

⑺　第１号に規定する営業活動を行うために必要な什器、通信機器、情報処理機器等が具備されていること。

⑻　営業所等において、常時連絡が取れる体制になっていること。なお、電話転送又は他の営業所等への電話の取り次ぎを常態とし、当該営業所等において実質的な対応を行うことができない体制である場合は、要件を満たさないものとする。

２　区長は、前項各号に規定する要件を満たしていることに疑義があると認める場合は、その疑義が解消されるまでの間、区内事業者として取り扱わないものとする。

（届出）

第４条　区内営業所等事業者は、区が指定する電子申請システム（以下「システム」という。）により必要事項を入力し、次に掲げる書類の写し、写真その他必要な電磁的記録を添付して区の指定する期日までに届け出なければならない。

⑴　営業所等の建物に係る全景、出入口及び事務室内の写真（届出日から３か月以内のもの）

⑵　最新の建設工事又は物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票の写し

⑶　区内の営業所等に係る建物を所有している場合にあっては登記事項証明書、固定資産税評価証明書、固定資産税課税明細書その他建物の所有を確認できる書類の写しのいずれか１点、区内の営業所等に係る建物を賃借している場合にあっては不動産賃貸借契約書の写し等

⑷　電気料金の請求書の写し（届出日から３か月以内のもの）

⑸　その他区長が認める書類

２　区内営業所等事業者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける新宿区の競争入札参加資格登録において登録した営業所等の所在地に変更があったときは、システムにより速やかに必要事項を入力し、前項各号に掲げる書類を添付して届け出なければならない。

（実態調査）

第５条　区長は、第３条各号に規定する要件に疑義がある場合その他必要があると認めるときは、事業者に対して実態調査（以下「実態調査」という。）を行うことができる。

２　事業者が実態調査を拒否し、又はこれに協力しないことが明白な場合は、区内事業者として取り扱わないものとする。

（改善指導等）

第６条　区長は、実態調査の結果、第３条各号に規定する要件について、届出の内容と実態に相違があると認める場合又は同条各号に規定する要件を満たしていないと認める場合には、事業者に対して改善指導を行うとともに、相当な期間を定めて改善報告その他区長が必要と認める資料の提出を求めるものとする。

２　前項の改善指導に基づく改善がなされなかった場合又は同項の改善報告その他区長が必要と認める資料の提出がなかった場合は、区内事業者として取り扱わないものとする。

（指名停止措置）

第７条　事業者による虚偽又は不正等が判明したときは、新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日付け13新総財第550号総務部長決定）別表８の項（その他不正な行為）に該当することとする。

２　前項の規定により指名停止措置を受けた事業者については、当該事業者の実態が第３条各号に規定する要件を満たすものであることが確認されるまでの間は、区内事業者として取り扱わないものとする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部契約管財課長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 28 年 9 月 9 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に区内事業者として取り扱われている事業者は、令和 8 年 12 月 31 日までの間、なお区内事業者として取り扱うものとする。

３　改正後の要綱の規定は、令和 9 年 1 月 1 日以後に公告し、又は指名通知を行う競争入札について適用する。